

～労務トラブルによる企業の損失を未然に防ぐために

具体事例で徹底解説！ 「会社を守る就業規則のつくり方」

働く方々の価値観が多様化する中、今、経営者から労働者への重要なメッセージである就業規則の重要性が増しています。日頃当事務所がお客様の就業規則のコンサルティングをさせていただいている手順により、規定内容のポイント、貴社の規則の修正点等をご案内します。また、これから整備をご検討の企業様へは、就業規則サンプルをテキストとしてご準備いたします。

法令に基づく就業規則の作成、改正の対応だけでなく、当事務所へのお客様からの豊富な相談案件をもとに、会社を守るためのより実務的で実践的なご案内を行い、未然にトラブルを防ぐ就業規則のご案内をさせていただきます。セミナー終了後、質問もお受けいたしますので、お気軽に足をお運びください。

日時 2026年11月18日(水)
13:00～16:30

会場 第一ビル(津駅東口)

受講料 特別会員 5,500円(税込)
一般会員 12,100円(税込)
非会員 26,400円(税込)



講師 代社会保険労務士法人
伊勢労務管理事務所
所長 浅野 敦 氏

昭和61年に社会保険労務士登録後、伊勢市にて労働保険、社会保険の事務代行、給与計算、労務相談等の業務を中心に多くの支援に携わってきた。令和元年10月、社会保険労務士法人伊勢労務管理事務所の代表社員に就任。豊富な経験と高度な専門性を備えた地域密着型の社会保険労務士として、三重県近郊を中心に活動中。丁寧なヒアリング、カウンセリングをもとに顧客の様々な要望に応えている。三重県社会保険労務士会参与、全国労働保険事務組合三重支部副会長。

1. 採用・試用期間

採用は1億円を超える大きな人材投資です。ミスマッチの際の解雇が困難な中、採用時の十分なチェック制度は定めていますか？

☆ 能力不足・協調性不足の社員対応について、ご相談が増えています。

2. 勤務

未払い賃金請求について労働基準法の消滅時効が3年になりました。勤務時間の管理、時間外労働の支払い基準は適正ですか？

☆ 労働者の弁護士・ユニオンへの未払い賃金の相談事案が激増しています。

3. 休職

社会問題化しているメンタルヘルス不調。労使双方のセーフティネットである規定が「休職」です。

☆ 体調不良の社員の相談、対応の手順は整理されていますか？

4. 服務規律

経営者が社員に対し経営指針、就業基準を示すのが「服務規律」です。

就業規則のなかで、もっとも大切な規定です。

☆ それぞれの企業の社員への行動への想いが服務規律です。その重要な想いが就業規則サンプルのコピーになっていませんか？

5. 解雇

解雇予告、または解雇予告手当の手続きだけでは、解雇はできません。もしものときの解雇の合理的な基準は整備が必要です。

☆ 解雇トラブルによる企業の損失は甚大です。解雇基準、解雇手続の基準は適正ですか？また、解雇回避による退職対策はありますか？

※プログラムの詳細は変更となる場合がございますので、ご了承ください。

持ち物

各社の就業規則
(今後作成をご検討の企業様へは、サンプルをご準備いたします)

お申込みはWEBサイトからどうぞ
セミナー最新情報もご覧いただけます

https://www.hri105.co.jp/seminar_event/detail/?id=475



【個人情報の取り扱いについて】

お客さまの個人情報は、セミナーの運営管理および弊社サービスに関するご案内のほか、利用目的の範囲内で利用させていただきます。なお、個人情報の取扱いおよび利用目的の詳細は弊社ホームページ(<https://www.hri105.co.jp/info/privacy.html>)をご覧ください。